

森林環境保全整備事業請負契約書

(案)

- 1 事業名 森林環境保全整備事業（伐採・造林一貫作業外 岐阜6 榑原谷）
- 2 事業場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町 榑原谷国有林3167い林小班ほか
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和 9 年1月22日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負予定金額 —
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 回以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 6回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

- 8 特約事項 1) 【伐倒】における約款第32条第8号（検査及び引渡し）は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岐阜県下呂市小坂町大島1643番地2

氏名 分任支出負担行為担当官 岐阜森林管理署長 神崎 弘治

請負者 住所

氏名

事業内訳書

事業名		森林環境保全整備事業外(誘導伐外 岐阜6 樫原谷)																				
事業区分		誘導伐						育成受光伐						保育間伐(活用型)						合計		
国有林		樫原谷国有林				誘導伐計		樫原谷国有林				育成受光伐計		樫原谷国有林				(活用型)計				
林小班		3167い		3167い				3167う		3167お				3167か		3167む						
人天別		人		人				人		人				人		人						
面積		1.42ha		2.82ha		4.24ha		1.20ha		1.29ha		2.49ha		0.58ha		0.68ha		1.26ha		7.99ha		
林齢		89		89				89		90				32		31						
伐採種		複層伐		定性間伐				定性間伐		定性間伐				列状間伐		列状間伐						
伐採率		100%		20%				35%		35%				35%		35%						
資材内訳	樹種	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}	
	スギ																					
	ヒノキ	1,711	855	680	347	2,391	1,202	486	180	825	365	1,311	544	165	52	207	66	372	118	4,074	1,864	
	カラマツ																					
	その他 N	12	10	5	4	17	14	9	8			9	8	2	2	3	3	5	6	31	28	
	その他 L	12	7.22	5	3.05	17	10	147	25			147	25							164	36	
	合計	1,735	872	690	355	2,425	1,227	642	213	825	365	1,467	578	167	54	210	69	377	123	4,269	1,928	
予定数量	数量(山元)	410 ^{m³}						200 ^{m³}						40 ^{m³}						650 ^{m³}		
	数量(最終)	300 ^{m³}						160 ^{m³}						30 ^{m³}						490 ^{m³}		
	合計	710 ^{m³}						360 ^{m³}						70 ^{m³}						1,140 ^{m³}		
法令	保安林	水源かん養		水源かん養				水源かん養		水源かん養				水源かん養		水源かん養						
	公園法																					
	その他																					
完成期限	令和9年1月22日																					

事業内訳

事業名 森林環境保全整備事業（伐採・造林一貫作業外 岐阜6 檜原谷）

作業種別数量

作業種別	事業量					備考
	区域面積ha	実行面積ha	距離等		数量等	
新植地拵	4.24	1.42				箇所は別紙事業内訳書参照
計	4.24	1.42				

森林事務所別数量

森林事務所	区域面積ha	実行面積ha	備考
揖斐 森林事務所	4.24	1.42	箇所は別紙事業内訳書参照
計	4.24	1.42	

特記仕様書

1 作業方法

- (1) ① 具体的な伐採方法等については、監督職員の指示に従うものとする。
② 伐倒木の伐採高は根際とし、残存木を損傷しないよう伐倒方向に留意すること。
- (2) 伐倒木の処理について
 - ① かかり木となった伐倒木は、集材区域については必ず外し倒伏させること。
 - ② 民地境、歩道及び林道付近では、通行等に支障のないよう伐倒木を取り除くこと。
 - ③ 存置する伐倒木や打出し木、枝条等の林地残材の転落防止に努めること。
- (3) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木(将来優良木)の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督員の指示によること。
- (4) つるは、確実に除去すること。
- (5) 山元巻立について、具体的な極積・仕分けについては、別途指示に従うものとする。

2 素材運搬（最終普通材）

- (1) 素材運搬等については、貨物自動車運送事業法を遵守すること。
- (2) 故意又は過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理署長の指示するところに従い、その物件の代金を納付し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 県道公道等を運転する際は、各道路規格に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。それに伴い損害が発生した場合は請負者において修繕を行うものとする。
- (4) 運転者は運送路の諸規制等を守り安全に運行しなければならない。

3 その他

- (1) 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者において汚濁等の対策並びに下流の関係者への説明を遅滞なく講じなければならない。
- (2) 上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うものとする。

特記仕様書（伐採・造林一貫作業）

檜原谷国有林3167い林小班（以下「事業区域」という。）では、コストの縮減を図るため、伐採・搬出から新植地拵までを連続（一時的な休工期間を含む）して行うこととしている。

このため、本特記仕様書は、事業区域における伐採・搬出及び新植地拵にあたって留意すべき事項をとりまとめたものであり、本特記仕様書に記載のない事項については、各作業の仕様書及び特記仕様書又は監督職員の指示によることとする。

1. 伐採・搬出作業

- （1） 区域内に生育する天然生有用樹については作業に支障のない限り保残に努めること。（具体的には監督職員の指示による。）
- （2） 集造材作業で発生した末木枝条等については、造林作業（新植地拵）の支障とならない場所に堆積すること。
（具体的には監督職員の指示による。）

2. 造林作業（新植地拵）

- （1） 作業については、造林事業請負標準仕様書・局仕様書及び特記仕様書又は監督職員の指示による。

3. 調査及び試験

- （1） 発注者自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対しては、製品生産事業中部森林管理局仕様書第19条に基づき、監督職員の指示により協力すること。

特記仕様書（森林作業道作設）

（中部森林管理局標準例）

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。
森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第1 路線計画

1 計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車輻系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° （18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° （25%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分（岩石）とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山（心土）を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山（心土）等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

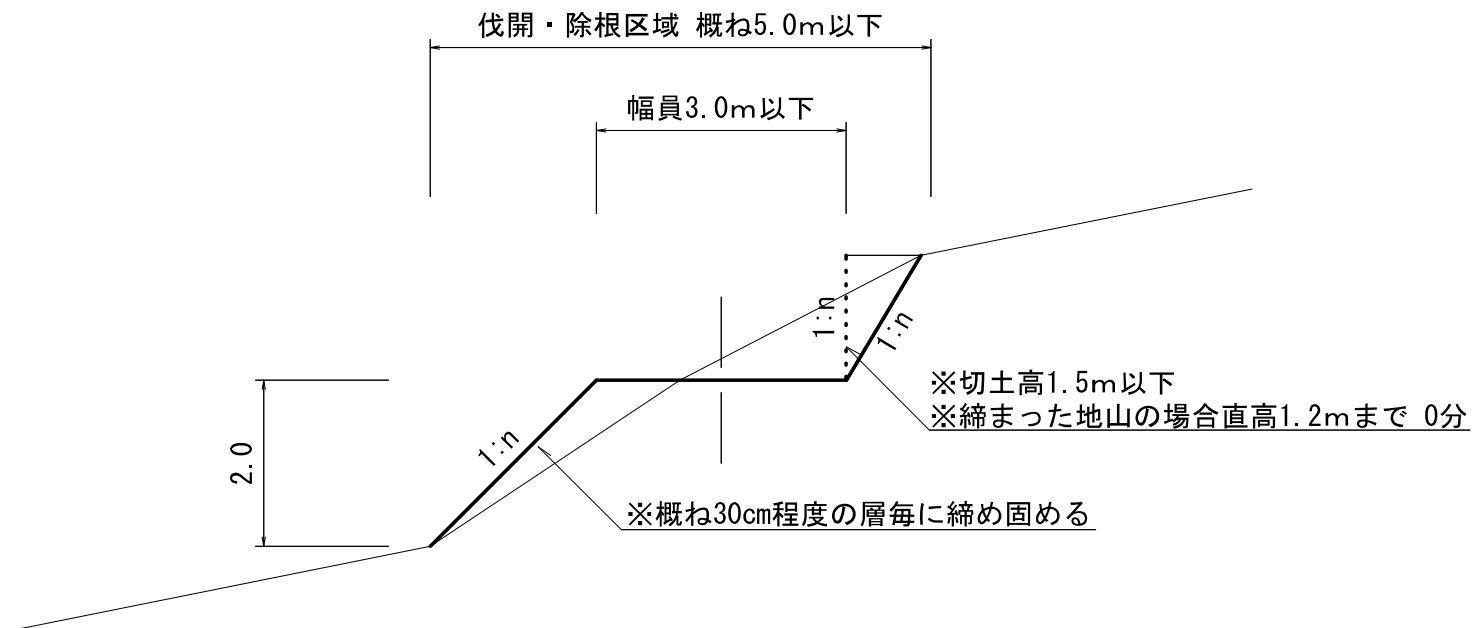
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



切土勾配	土砂	6分
	岩	0~3分
盛土勾配	2m以下	1:1.0
	2m超	1:1.2

特記仕様書 (林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書（森林作業道作設）及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書（森林作業道作設）を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※補正係数は 1.2 とする。

造材寸法書

岐阜森林管理署

樹種	優先順位	長級 m	径級cm	適用	用途
スギ	1	5.0以上	30上	通直良材元玉	割柱等
	2	4.0	22上		一般建築用材
	3	3.0	14～20		柱適材
	4	4.0	20下		一般建築用材
	5	2.0			〃
ヒノキ	1	6.0～7.0	16上	通直良材	大黒柱・通し柱
	2	4.0	24上	〃	一般建築用材
	3	3.0	14～22		柱適材
	4	4.0	13下		一般建築用材
	5	3.0	〃		〃
	6	2.0			〃
木曽ヒノキ	1	8.0～10.0	30上	通直良材元玉	特殊建築用材
	2	6.0	16～28	〃	通し柱
	3	3.0	14～22	〃	柱適材
	4	5.0	24上	〃	一般建築用材
	5	4.0	6上		〃
	6	3.0	〃		〃
	7	2.0			〃
サワラ	1	4.0	22上		一般建築用材
	2	3.0	16～20		〃
	3	2.0			〃
天サワラ ヒバ トウヒ	1	5.0	6上		一般建築用材
	2	4.0	〃		〃
	3	3.0	〃		〃
	4	2.0			〃
カラマツ	1	4.0	6上		一般建築用材
	2	2.0			〃
*原則4m採材とするが、市況等により別途指示					
その他N	1	4.0	16上		一般建築用材
	2	3.0	〃		〃
	3	2.0			〃
クリ	1	4.0	16上		一般建築用材
	2	3.0	〃		〃
	3	2.1	〃		〃
ケヤキ		有尺	16上	サバ止め	一般建築用材
ホオノキ		2.1	16上		一般建築用材
その他L	1	4.3	30上	通直良材	一般建築用材
	2	2.1	20上		〃
採材最小径	N・L 6 cm				
延寸	天然林 5 cm 人工林 10 cm 元特殊延寸は60 cm未満				
特殊採材	その都度指示				
この基準は、市況動向により変更することがある。					

請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(伐採・造林一貫作業外 岐阜6 檜原谷)

檜原谷国有林 3167い林小班外

縮尺

1/20,000



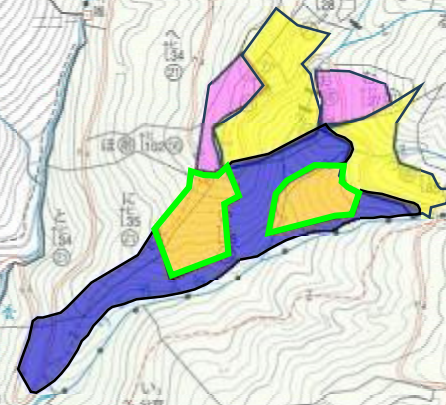
揖斐郡

揖斐川町

檜原谷

(3166~3169林班)

揖斐担当区



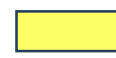
凡例



誘導伐(複層伐)
及び新植地拵



誘導伐(間伐)



育成受光伐



保育間伐
(活用型)



林道



公道

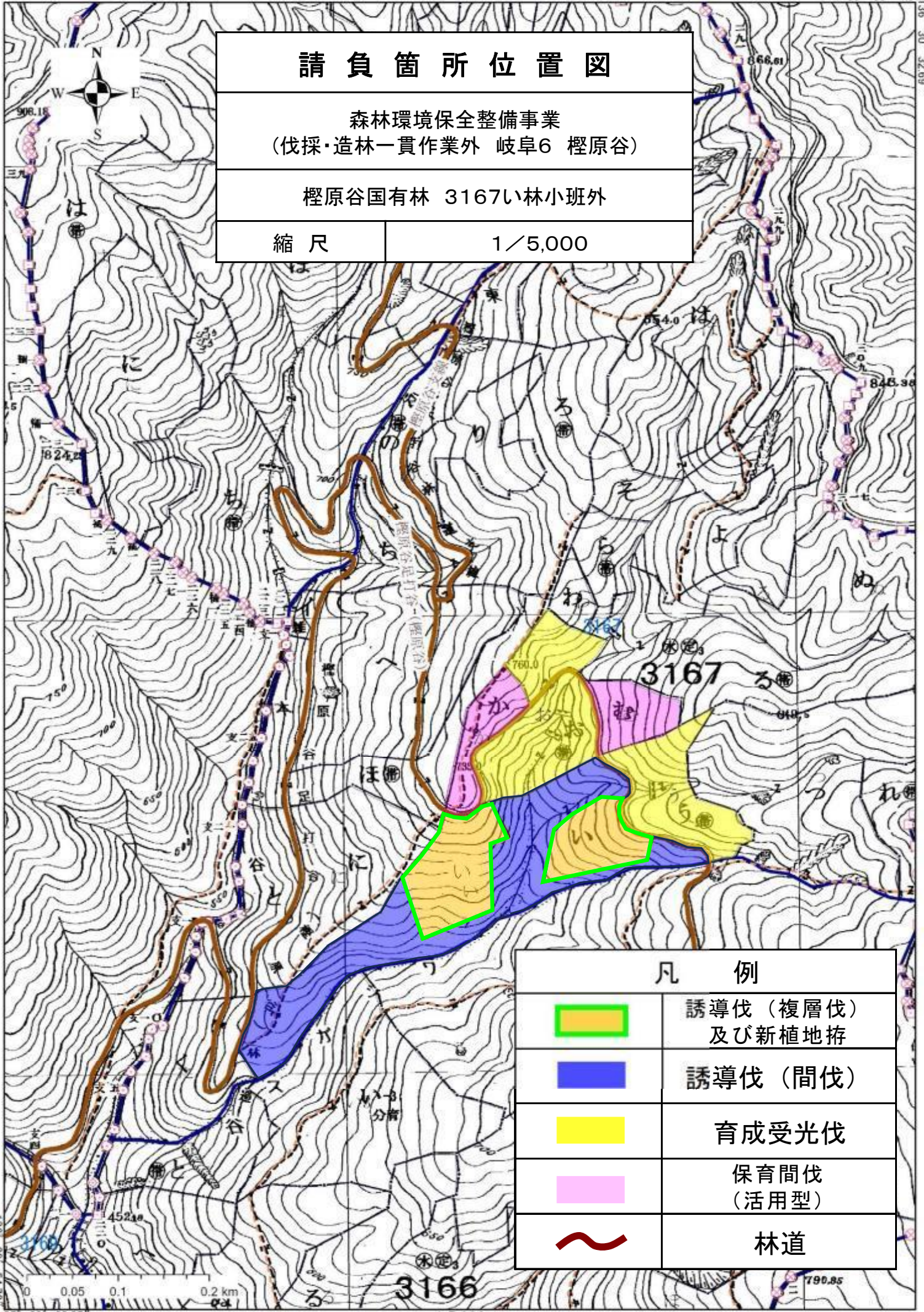
請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(伐採・造林一貫作業外 岐阜6 榎原谷)






榎原谷国有林 3167い林小班外

縮尺

1/5,000



凡 例

	誘導伐（複層伐） 及び新植地拵
	誘導伐（間伐）
	育成受光伐
	保育間伐 （活用型）
	林道